

## 指定管理者制度に関する基本方針

指定管理者制度の導入及び選定に関して、令和7年度から令和11年度までの方針を以下のとおり定める。

### 1 公の施設と指定管理者制度

- (1) 「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項に規定される、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいう。
- (2) 「指定管理者制度」とは、同法第244条の2第3項に規定される、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、当該施設の管理を地方公共団体が法人その他の団体を指定して行わせることができる制度をいう。

これらの規定を踏まえ、市が設置する施設が「公の施設」にあたるかどうかを整理するとともに、その適切な管理方法を検討する。

### 2 市直営とする公の施設について

法令等の規定により管理主体が市に限定されている施設や、施設の設置目的を安定的・効果的に達成できる民間事業者等が見込めない場合は、市直営とする。

### 3 指定管理者の選定方法について

指定管理者の選定にあたっては、原則公募とする。ただし、次に掲げる施設については、非公募により指定管理者を選定することとする。また、現指定管理者以外の候補者が見込めない場合についても同様とする。各施設の公募・非公募の整理は、別紙のとおり。

- (1) 市民参画、市民協働の促進を目的に設置された施設であるため、地域団体等による管理が効果的である施設
- (2) 施設の利用者と指定管理者との人的な信頼関係の構築とその継続が特に必要とされる施設
- (3) 市の政策を実現するための拠点となる施設で、その施設において事業を実施する主体に対して市が密接に関与することが必要である施設
- (4) 団体等が所有・管理する施設と一体・不可分な施設であり、当該団体が管理運営することが合理的であるため、現指定管理者以外の候補者が見込めない施設
- (5) 上記いずれかの理由により非公募となる施設と隣接又は近接しており、それらの施設を同一の指定管理者が一体的に管理運営することで、効率的・効果的な管理運営が期待できる場合
- (6) その他、指定管理者を緊急に選定しなければならない等、やむを得ない合理的な事由がある施設

公募の実施にあたっては、募集要項を提示し、十分な周知期間を設けたうえで、市のホームページ等により広く周知する。

公募における指定管理者候補の選考は、公平性・透明性を確保する観点から、外部委員を含めた審査委員会において実施する。市は、審査委員会による審査結果を受け、指定管理者を選定する。

#### 4 非公募により選定する場合

非公募により選定する団体に対して申請書等の提出を求めて、要求水準以上の管理が可能か等の審査を行うこととする。当該審査において、要求基準に満たない場合は、再度提案を求めるものとする。

非公募による場合は、非公募の具体的な理由及び申請書等の審査の内容等を市のホームページ等により公開する。

また、モニタリング評価結果が芳しくない場合は、公募への切替を検討することを可能とし、指定管理者の緊張感を醸成するよう努める。

#### 5 指定管理者制度導入に関する一般的事項

##### (1) 運用指針

指定管理者制度の目的は、単なる経費節減ではなく、施設の設置目的を効果的に達成することにある。指定管理者の募集・選定（事前）からモニタリング評価（事後）までを対象として、PDCAサイクルに基づいた制度の効果的運用を図るため、指定管理者制度の実務上の標準的な手続を運用指針として整理する。

施設主管課は、運用指針に基づき、施設の特性に応じて具体的な運用細目を個別に決定するものとする。

##### (2) 指定期間

指定期間については、指定管理者による成果の発揮に一定期間を要すること、競争性を確保すること、施設の管理運営状況を定期的に見直す必要があること等から、原則として5年間とする。

施設の特性や事業内容等により、5年より長い期間あるいは短い期間を設定することも可能とする。

##### (3) 利用料金制

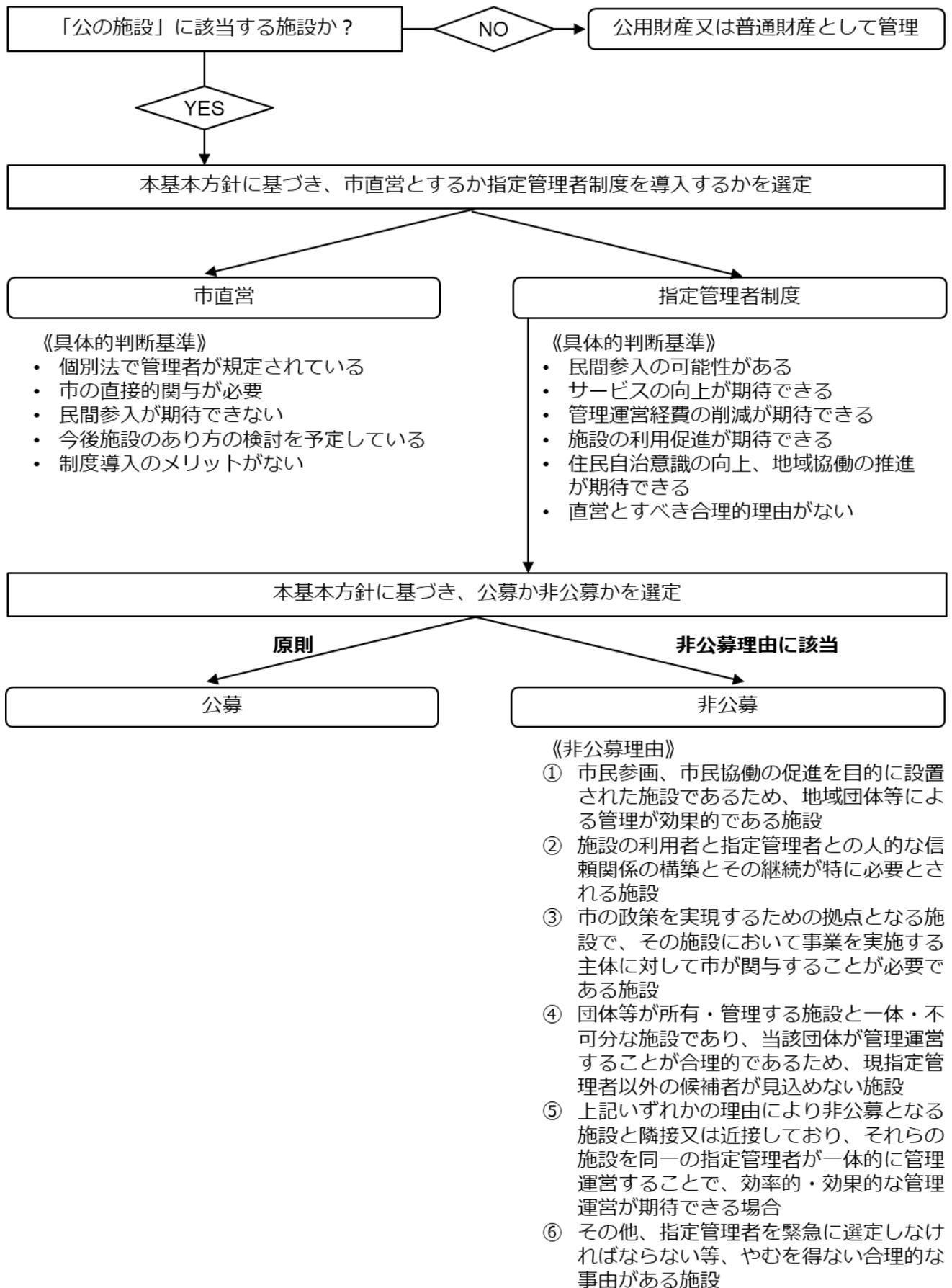
施設利用者から利用に係る料金を徴収する施設で、公募により指定管理者を選定する施設については、法令等により制限されている場合を除き、利用料金制度の導入を検討する。

検討の結果、利用料金制を導入することとした場合、公の施設の管理運営業務から生じる収支差額は、その2分の1を標準として募集要項で示す基準に基づき市に還元することとする。

#### 6 本方針の適用及び見直し

既存の施設、新たに設置する施設とも、本方針に照らした検討を行う。また、本方針は、地方自治法の改正、長期計画の策定等にあわせ、必要な見直しを行う。

◆◆◆ 指定管理者制度の導入の考え方 ◆◆◆



## ◆◆◆ 各施設の公募・非公募の整理 ◆◆◆

### 1 公募する施設

- 武蔵野市立武蔵野公会堂（改修等終了まで非公募、終了後に公募で選定）
- 武蔵野市立武蔵野芸能劇場
- 武蔵野市立武蔵野スイングホール
- 武蔵野市立自然の村（改修等終了まで非公募、終了後に公募で選定）
- 武蔵野市立かたらいの道市民スペース

### 2 非公募とする施設

(1) 市民参画、市民協働の促進を目的に設置された施設であるため、地域団体等による管理が効果的である施設（19施設）

- 全コミュニティセンター

(2) 施設の利用者と指定管理者との人的な信頼関係の構築とその継続が特に必要とされる施設（8施設）

- 武蔵野市桜堤ケアハウス
- 武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン
- 武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター
- 武蔵野市立高齢者総合センター
- 武蔵野市立北町高齢者センター
- 武蔵野市立みどりのこども館
- 武蔵野市障害者福祉センター
- 武蔵野市放課後等デイサービスパレット

(3) 市の政策を実現するための拠点となる施設で、その施設において事業を実施する主体に対して市が関与することが必要である施設（8施設）

- 武蔵野市立0123吉祥寺
- 武蔵野市立0123はらっぱ
- 武蔵野市立武蔵野市民文化会館
- 武蔵野市立吉祥寺美術館
- 武蔵野市立吉祥寺シアター
- 武蔵野市立武蔵野総合体育館
- 武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス
- 武蔵野市立吉祥寺図書館

(4) 団体等が所有・管理する施設と同一施設であり、当該団体が管理運営することが合理的であるため、現指定管理者以外の候補者が見込めない施設（1施設）

- 武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室

(5) 上記いずれかの理由により非公募となる施設と隣接又は近接しており、それらの施設を同一の指定管理者が一体的に管理運営することで、効率的・効果的な管理運営が期待できる場合（6施設）

- 武蔵野市立武蔵野陸上競技場（※）
- 武蔵野市立武蔵野軟式野球場（※）
- 武蔵野市立武蔵野庭球場（※）
- 武蔵野市立武蔵野プール（※）
- 武蔵野市立武蔵野温水プール（※）
- 武蔵野市立緑町スポーツ広場（※）

※武蔵野市立武蔵野総合体育館と隣接又は近接している施設

(6) その他、指定管理者を緊急に選定しなければならない等、やむを得ない合理的な事由がある施設（1施設）

- 武蔵野市立松露庵  
（築80年以上の建物であり、今後について検討が必要なため。）